

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

「城里町教育振興基本計画」の推進にあたっては、国・茨城県の動向を踏まえるとともに、本町の実状を勘案し取り組みます。また、子育て、児童福祉などの関連部署との連携を図っていきます。

学校教育から生涯学習まで、本町のすべての町民を対象とした計画であることから、城里町の教育についての周知に努め、学校、保護者、地域住民、関係団体やボランティア組織等の参画や協力を得て、計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理

「城里町教育振興基本計画」の施策を効果的かつ着実に実施するためには、基本計画の進捗状況を点検し、その結果から見直しをするとともに、施策に反映させていくことが大切です。

具体的施策の進捗状況および評価については、毎年度実施し、必要に応じて見直しを図ります。

また、基本計画の前期5年間終了時においては、基本計画の3つの基本方向毎に掲げた目標指標の達成度合いを測り、指標が適切であるかを確認するとともに、基本計画の総合的な見直しを図るものとします。

3. 教育振興基本計画と教育大綱の関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行されました。主な改正ポイントは、以下の4点です。

- 首長が任命する教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- 教育に関する「大綱」を首長（城里町では町長）が策定

教育に関する大綱は毎年策定されるものではなく、国では対象とする期間については、首長の任期が4年であること、国の「教育振興基本計画」の期間が5年であることから、4～5年程度と想定しています。

また、「教育振興基本計画」を策定する場合は、施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものとされていることから、平成27年11月に開催された第1回城里町総合教育会議において、本計画の基本理念をもって大綱に代えることとなりました。

城里町の教育の基本理念は「城里で幸せに生きる力を身につける」と策定されましたが、本計画では、さらに、「ここで学び ここで育つ 大好き城里」を加え、城里町教育振興基本計画の基本理念としました。